

二国間クレジット制度(JCM)に関する最新の取組状況

平成28年2月

環境省 地球環境局

地球温暖化対策課 市場メカニズム室

係長 鳥居 直樹

二国間クレジット制度(JCM※)について

※Joint Crediting Mechanism

- 途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、**日本からの排出削減への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用。**
- 本制度を活用し、環境性能に優れた技術・製品は一般的にコストが高く、**途上国への普及が困難という課題に対応**(JCM資金支援事業等のプロジェクト組成に係る支援を実施中)。



セメント工場廃熱回収発電の起工式
(JFEエンジニアリング。インドネシア)



デジタルトラックの導入
(日通。ベトナム)



高効率アモルファス変圧器
(日立金属。ベトナム)



コンビニ省エネ(パナソニック。
インドネシア、ベトナム)



高性能工業炉(リジエバーナー)
(豊通マシーナリー。インドネシア)



省エネ型織機
(東レ。インドネシア、タイ)



太陽光発電(京セラ。パラオ)



暖房用の高効率ボイラー
(数理計画。モンゴル)



産業用高効率空調機
(荏原冷熱。インドネシア、タイ、
バングラデシュ、ベトナム)



廃棄物発電の起工式
(JFEエンジニアリング。ミャンマー)



高効率エアコン(ダキン、パナソニック、
日立製作所。インドネシア、ベトナム)



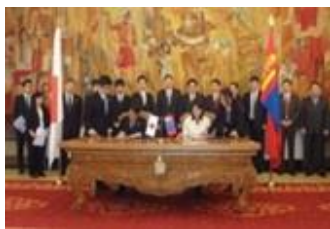
コージェネレーションシステム
(トヨタ自動車インドネシア工場)
(新日鉄住金エンジニアリング、
三菱重工。インドネシア、タイ)



高効率冷却器(前川
製作所。インドネシア)

JCMパートナー国

日本は、2011年から開発途上国とJCMに関する協議を行ってきており、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイとJCMを構築。



【モンゴル】
2013年1月8日
(ウランバートル)



【バングラデシュ】
2013年3月19日
(ダッカ)



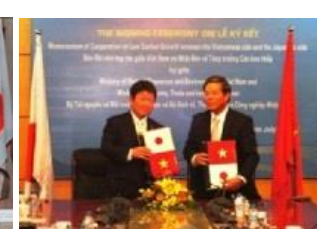
【エチオピア】
2013年5月27日
(アジスアベバ)



【ケニア】
2013年6月12日
(ナイロビ)



【モルディブ】
2013年6月29日
(沖縄)



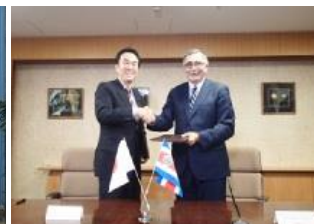
【ベトナム】
2013年7月2日
(ハノイ)



【ラオス】
2013年8月7日
(ビエンチャン)



【インドネシア】
2013年8月26日
(ジャカルタ)



【コスタリカ】
2013年12月9日
(東京)



【パラオ】
2014年1月13日
(ゲルルムド)



【カンボジア】
2014年4月11日
(プノンペン)



【メキシコ】
2014年7月25日
(メキシコシティ)



【サウジアラビア】
2015年5月13日



【チリ】
2015年5月26日
(サンティアゴ)



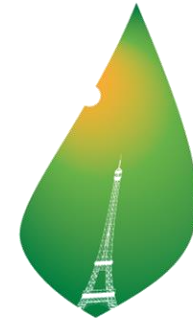
【ミャンマー】
2015年9月16日
(ネピドー)



【タイ】
2015年11月19日
(東京)

・このほか、フィリピンとJCM構築に向けて覚書へ署名。

©内閣広報室



PARIS2015
CONFÉRENCE DES NATIONS UNIES
SUR LES CHANGEMENTS CLIMATIQUES
COP21-CMP11

第二に、イノベーションです。気候変動対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発です。CO₂フリー社会に向けた水素の製造・貯蔵・輸送技術。電気自動車の走行距離を現在の5倍にする次世代蓄電池。来春までに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」をまとめます。集中すべき有望分野を特定し、研究開発を強化していきます。(中略)

先進的な低炭素技術の多くは、途上国にとってなかなか投資回収を見込みにくいものです。日本は、二国間クレジット制度などを駆使することで、途上国の負担を下げながら、画期的な低炭素技術を普及させていきます。

JCMパートナー国会合及び関連サイドイベントの実施



第3回JCMパートナー国会合
2015年12月9日(現地時間8日)
於・COP21ジャパンパビリオン
(前列中央:丸川大臣)

【出席者】 日本 丸川環境大臣、星野経済産業大臣政務官
モンゴル バトツェレグ自然環境・グリーン開発・観光大臣
エチオピア テクレマリアム環境森林大臣
モルディブ イブラヒム環境・エネルギー大臣
ラオス ルアンサイサナ天然資源環境省災害管理・気候変動局長
コスタリカ エスペレッタ環境エネルギー大臣
カンボジア ホンロック環境省持続可能開発評議会事務総局局長
サウジアラビア ザタリ石油・鉱物資源大臣コンサルタント
ミャンマー テツ・テツ・ジン環境保全・林業副大臣

バングラデシュ モンジュ環境森林大臣
ケニア フェイン環境・水・天然資源省気候変動事務局課長代理
ベトナム ハー天然資源環境省副大臣
インドネシア エドウィン経済担当調整大臣府次官補
パラオ ウルトン欧州・気候変動担当大使
メキシコ アラマン環境天然資源大臣
チリ シール エネルギー省気候変動ユニット長
タイ シャモマン タイ温室効果ガス管理機構事務局長

- JCMのパートナー国(16か国)から閣僚を含むハイレベルの代表者が出席しハイレベル会合を開催。JCMの進捗を歓迎し、引き続き協力してJCMを実施していくことを確認した。
- その他、我が国より丸川環境大臣が参加した東アジア低炭素成長パートナーシップ対話(UNFCCC公式サイドイベント)や、JCMに関する各国との会合を複数実施。

パリ協定におけるJCMに関する条文

パリ協定第6条

2. Parties shall, where engaging on a voluntary basis in cooperative approaches that involve the use of internationally transferred mitigation outcomes towards nationally determined contributions, promote sustainable development and ensure environmental integrity and transparency, including in governance, and shall apply robust accounting to ensure, inter alia, the avoidance of double counting, consistent with guidance adopted by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement.
3. The use of internationally transferred mitigation outcomes to achieve nationally determined contributions under this Agreement shall be voluntary and authorized by participating Parties.

※赤字部分の仮訳：国際的に移転される緩和の成果を自国が決定する貢献に活用

- 本条は、海外で実現した緩和成果を自国の排出削減目標の達成に活用する場合の規定であり、JCMを含む市場メカニズムの活用が位置づけられた。
- 日本は、パリ協定に基づき、JCMを通じて獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする。
- 今後、パリ協定締約国会議が定めるダブルカウント防止等を含む堅固なアカウンティングのためのガイダンスの作成に貢献していく。

日本の約束草案(抜粋)

日本の約束草案

○ 2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案は、エネルギーミックスと統合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%(2005年度比▲25.4%)の水準(約10億4,200万t-CO₂)にすることをとする。

明確性・透明性・理解促進のための情報

○ JCMについては、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする。

参考 対象ガス及び排出・吸収量 JCM及びその他の国際貢献

- 途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。
- これにより、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO₂の排出削減・吸収量が見込まれる。

日本国JCM実施要綱と日本国JCM登録簿

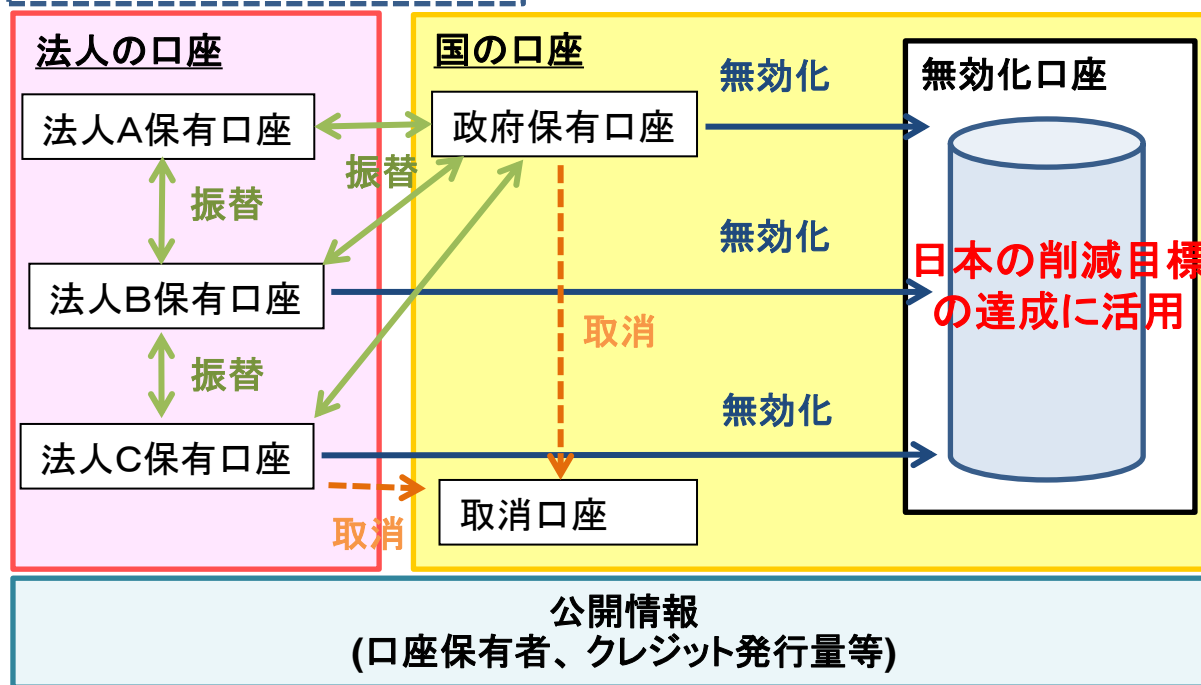
日本国JCM実施要綱 (平成27年11月13日施行)

JCMクレジットの発行・振替等、我が国でJCMクレジットを取り扱うにあたって従うべき基本的なルールを規定。JCM実施担当府省は、本要綱に基づき、JCM登録簿の運営を含め我が国におけるJCMの運用を行う。

日本国JCM登録簿 (平成27年11月13日公開)

JCMクレジットの管理のための情報システム。各保有口座間でのクレジットの振替(取得・移転)や無効化等、JCMクレジットの取引に係る記録台帳となる。

JCM登録簿のイメージ



- JCMプロジェクト参加者に限らず、法人(内国法人・外国法人)は口座を開設できる
- 各法人保有口座間でJCMクレジットの振替を行うことができる
- 無効化口座に記録されたJCMクレジットは我が国の削減目標の達成に活用される

JCMパートナー国別の進捗状況

2016年2月15日時点

パートナー国	署名時期	合同委員会の開催数	プロジェクトの登録数	方法論の採択数	資金支援事業・実証事業の件数(H25-27)
モンゴル	2013年1月	3回	2件	2件	4件
バングラデシュ	2013年3月	2回			5件
エチオピア	2013年5月	2回			1件
ケニア	2013年6月	2回		1件	3件
モルディブ	2013年6月	2回		1件	2件
ベトナム	2013年7月	4回	2件	5件	15件
ラオス	2013年8月	1回			2件
インドネシア	2013年8月	5回	3件	10件	22件
コスタリカ	2013年12月	1回			
パラオ	2014年1月	3回	1件	1件	3件
カンボジア	2014年4月	1回			2件
メキシコ	2014年7月	1回			
サウジアラビア	2015年5月	1回			1件
チリ	2015年5月	未開催			
ミャンマー	2015年9月	未開催			1件
タイ	2015年11月	1回			7件
合計	16か国	29回	8件	20件	68件

環境省JCM資金支援事業によるパートナー国のメリット

